

事業者殿

(登録教習機関) No.271

主催 (一社) 埼玉労働基準協会連合会

共催 (一社) 熊谷地区労働基準協会

## (熊谷会場)『特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習』開催の案内

労働安全衛生法第14条により、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質・四アルキル鉛等による障害又は中毒を予防するための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わせなければならないことになっています。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、地区協会の協力のもとに標記講習を下記要領により実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

### 記

- 1 日時 11月14日(月) 学科 9:25~17:00 (受付開始09:10)  
11月15日(火) 学科・試験 9:20~18:10 講習修了後に試験を実施
- 2 講習会場 熊谷市立勤労会館 大ホール (秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)  
熊谷市石原1410番地1 TEL:048-524-5007
- 3 講習人員 **100名** 募集締切り **10月28日(金)** (最少催行人員20名) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 4 受講資格 満18才以上
- 5 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置  
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
- 6 講習費用 **15,180円**【内訳:受講料13,200円(消費税含)、テキスト代1,980円(消費税含)】  
※納入いただいた講習費用は、お返ししません。\*事前変更申請による許可者の受講は可。
- 7 修了証 ①全科目を受講して所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。  
②欠席・遅刻・早退及び試験結果が基準に達しない場合は、未修了となります。  
③試験結果及び修了証は講習修了後、2週間後までに担当者宛に送付します。
- 8 申込方法 ①申込み:まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入してFAXで申込み下さい。  
**FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、写真1枚(横24×縦30mm、6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、裏面に氏名記入、デジタル写真の場合は写真専用紙を使用)を受講申込書に貼付して、下記協会宛に申込書原本を受付確認後2週間以内に発送して下さい。**  
※個人申込みは、本人確認のため顔写真付き公的書類(運転免許証等)の写しを添付して下さい。  
※受付は9時~16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)  
※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、確認できる公的機関の証明書を添付。  
②受講票は、申込書原本到着確認後に担当者宛にFAXします。当日受付に提示して下さい。  
③講習費用納入は**9月28日~10月28日(金)**です。期限内に講習費用を納入して下さい。  
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。  
④申込先: (一社) 熊谷地区労働基準協会  
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506  
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階  
⑤振込先: 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120  
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料は負担願います)
- 9 その他 (1) 事務処理上、講習当日の受付はしません。(2) テキストは講習当日渡します。  
(3) 当日の代替者の出席受講は認めません。(4) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止。  
(5) 昼食は各自で用意下さい。会場で飲食可。  
(6) 駐車場完備92台 ※隣接(徒歩3分)の赤城神社の共用駐車場も常時利用可。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。